

21世紀型企业への転換を図る

2005年 4月 1日 全面施行

個人情報保護法施行に向けて

■ ——— 止まらない個人情報の流失・・・?!

インターネットプロバイダの全顧客約 660 万人分と IP 電話通信記録 140 万件の個人情報
情報が漏洩、通販会社から顧客情報約 30 万人分が漏洩、ここ最近では、電話会社の個人
情報 2 万 4 千件の個人情報流失など…、個人情報の漏洩事件が相次いでいます。

漏洩企業のなかには、謝罪のために金券を配る企業もありましたが、なかには、このよ
うな侘び代程度では済まされず、訴訟を起こされ、裁判所から賠償金の支払（慰謝料一人
1 万円＋弁護士費用 500 万円）を命じられたケースもあります。

個人情報漏洩の大きな代償

罰金に関してのみ言えば、たかが 30 万円※という
方もおられるでしょう。しかし、個人情報が漏れ
たという事実が世間に公表されることによって、大
きな痛手を負うことを考えなければなりません。消
費者・顧客の信用を失い、取引先からの信用をも失
いかねない問題です。個人情報の漏洩は、企業ブラ
ンドを大きく失墜させてしまいます。さらに言えば、
環境問題への取り組みなどと同様、個人情報保護へ
の取り組みいかんによって、顧客から企業が選別さ
れる時代になってきたとも言えます。



※保護法違反の軽重によって「助言」「勧告」「命令」「緊急命令」など、また「命令」に違反すると、最高 6 ヶ月以下の懲
役または 30 万円以下の罰金に処せられます。なお、違反行為をした者だけではなく、企業も処罰の対象となります。

1. 個人情報保護法、4月1日全面施行…

名前や住所、電話番号、メールアドレス…、といった私たちの個人情報の不正使用を防止するため、個人情報保護法（以下「保護法」という）が4月1日に全面施行されます。

これにより、データベース化した5千人分（過去6ヵ月以内）を超える個人情報を持つ企業や団体、業者（保護法では、「個人情報取扱事業者」と呼びます）などは、情報の漏洩や不正取得を防ぐための様々な義務が課されることになります。監督官庁には改善命令の権限が与えられ、従わない場合には、罰則の適用があります。



2. 個人情報とは…

この法律で言う「個人情報」とは、一言でいうと「特定の個人を識別できる情報」であるとされています。たとえば、名前や電話番号、住所などが個人情報にあたりますし、メールアドレスや顔の画像、防犯カメラに撮影された映像も特定の個人を識別できる場合には「個人情報」となり得ます。



また、個人情報と言うと、イコール顧客情報というイメージを持ちやすいものですが、社員情報も保護の対象となる個人情報です。ですから、今後は、社員の人事情報や家族情報などの取り扱いについても充分注意しなければなりません。求人に応募してきた人の履歴書などは確実に廃棄処分するか、返送するなどの対応が求められるようになります。

3. 保護法の対象となる事業者とは…

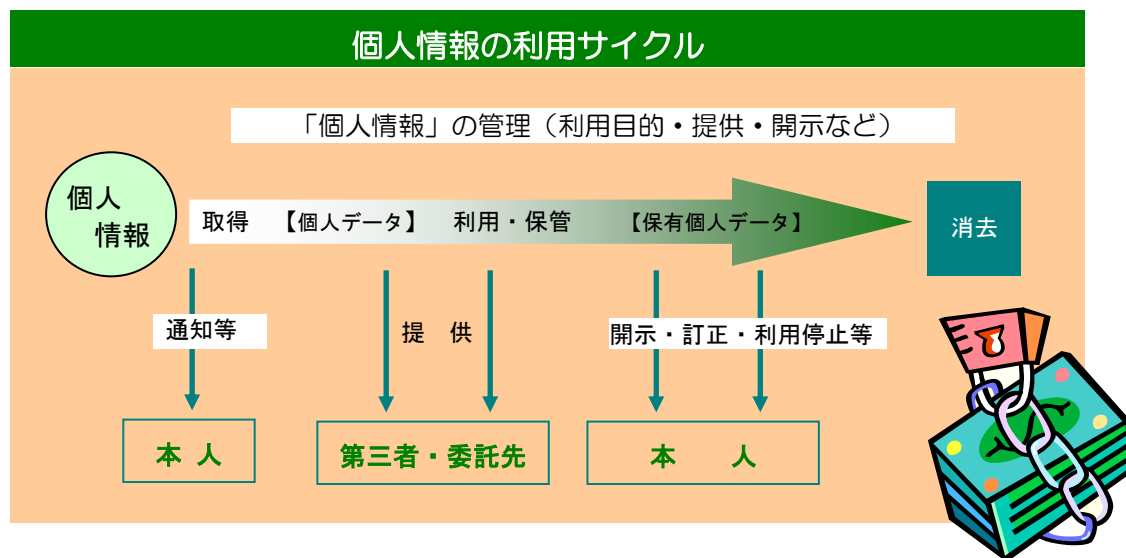
ところで、この法律は「すべての企業が守らなければならないのでしょうか？」という質問を受けることがあります。ごく限られた地域で、数百人を相手に商売をしている酒屋さんであってもこの法律の適用を受けることになるのでしょうか？

この法律を守る義務があるのは、前述した「個人情報取扱事業者」である民間事業者です。もし、過去6ヵ月間を継続して5000人以下の個人データしか持っていなければ、「個人情報取扱事業者」からは除外されることになります。

しかし、ある程度の期間、ビジネスを行っている企業であれば、5000人を超える個人データを持っていることが通常ではないでしょうか。この5000人のなかには、顧客情報はもちろん、社員が持つ情報も含まれます。仮に社員100名の企業で、社員個々が50人分の個人データを持っていたりすると、それだけで「個人情報取扱事業者」となることになります。

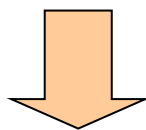
4. 個人情報漏洩する前に…

オフィスには、顧客情報、人事情報をはじめ、多種多様な個人情報が溢れています。個人情報は「取得」することには始まり、その「利用・提供」「保管」を経て、「消去」というサイクルをたどりますが、それぞれの局面において、どのようなリスクがあるのかを知り、その上で、対策を講じなければならないことになります。



個人情報保護のポイント

- 【取得】情報を取得する際には、その利用目的をできる限り特定して本人に通知
 - 【利用】利用する社員の意識改革と個人情報保護に関する教育の徹底
 - 【提供】外部業者の選定・管理、ただ料金が安いというのは危険、しっかりした委託先を選別
 - 【保管】社内のデータベースにはパスワードを設定、アクセスを制限、盗難防止対策
- etc…



保護法の施行により、企業が守るべき義務がはっきりと示された今、これまで当たり前のように行ってきたことが、ルール違反となる場合があります。

来月号からは、具体的な危機管理対策について取り組んでいきたいと思います。法の趣旨をよく理解し、十分な対策を講じましょう。

社会保険労務士法人
岩城労務管理事務所は、徹底した個人情報保護を行います！

現在、弊所では、プライバシーマークの取得に向けて取り組んでおります。なお、ホームページ上には、弊所の個人情報保護に対する基本方針を公開しております。